

# 東京医科歯科大学病院医療ガス安全管理委員会規則

〔平成16年 4月 1日〕  
規則第226号

## （設置）

- 第1条 東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）に医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条第1項第1号の規定に基づき、本院における診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引、医療用圧縮空気、窒素等（以下「医療ガス」という。）の設備（貯蔵所及び配管等を含む。）の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的とする。

## （組織）

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- イ 麻酔・蘇生・ペインクリニック科長
  - ロ 呼吸器内科長
  - ハ 呼吸器外科長
  - ニ 歯科麻酔科長
  - ホ その他医療ガスを使用する診療科長 若干名
  - ヘ 薬剤部長
  - ト 手術部長
  - チ 看護部長
  - リ 事務部長
  - ヌ 臨床工学技士長
  - ル 実施責任者
- 2 前項ホの委員は、病院長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長）

- 第3条 委員会に委員長を置き、麻酔・蘇生・ペインクリニック科長をもって充て、病院長が委嘱する。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

## （実施責任者）

- 第4条 委員会は医療ガスに関する構造設備（以下「医療ガス設備」という。）の保守点検業務並びに医療ガス設備の新設及び増設工事、部分的な改造、修理等（以下「工事」という。）の施工管理業務を行う責任者（以下「実施責任者」という。）を定める。

## （委員会の任務）

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施し又は企画立案する。
- (1) 医療ガスの安全管理に係わる基本的事項に関すること。

- (2) 委員会の構成員を明らかにした名簿を作成すること。
- (3) 医療ガス設備の安全確保及び維持のため日常点検及び定期点検を行い、備えられた帳簿に記録し、当該帳簿を2年間保存すること。
- (4) 「医療ガスの安全管理について」(令和2年8月17日医政発0817第6号厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。)別添2「医療ガス設備の保守点検指針」に基づき、実施責任者に保守点検業務を行わせること。なお、医療ガス設備の保守点検業務の一部については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の13に規定する基準に適合する者に委託して行わせることができる。
- (5) 通知別添3「医療ガス設備の工事施工管理指針」に基づき、実施責任者に施工管理業務を行わせること。
- (6) 通知別添4「医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針」に基づいて、医療ガスに係る安全管理に関する知識の普及及び啓発に努めること。
- (7) その他、医療ガスに関すること。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年1回定期的に、また、必要に応じて開催するものとする。

2 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的な事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、病院事務部管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営及び医療ガス設備の保守点検等の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月28日規則第112号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和3年9月22日規則第93号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。